

令和元年10月1日から

幼稚園（私立幼稚園就園奨励費対象園）の保育料と入園料の合計が、
月額25,700円まで無償になります。

保育料無償化のための手続きが必要です。

保育料について（無償化の対象になるには申請（新1号認定）が必要です。）

○保育料と入園料の合計が月額25,700円まで**無償になります。**

※入園料については、「入園料÷年間在籍月数」により算出した額となります。

○**無償になるのは、保育料のみです。通園バス代、給食費やおやつ代のほか、各施設で徴収する実費徴収費用は、これまでどおり保護者負担となります。**

※次の世帯の方は、副食費が**免除（上限:月額4,500円）**になります。【**手続き必要**】

①年収360万円未満相当世帯…幼稚園に通う全ての子どもの副食費が**免除**

②年収360万円以上相当世帯…**小学校3年生まで**の子どもが3人以上いる場合は、3人目以降の副食費を**免除**

(2人目までは全額必要)

預かり保育料について（無償化の対象になるには申請（新2号・3号認定）が必要です。）

○月64時間以上の就労の理由等で、下記の手続きにより、**保育の必要性の認定を受けた場合は、預かり保育料も日額450円（月額上限あり）まで無償になります。**

（月額上限）住民税非課税世帯:16,300円、その他の世帯:11,300円

【対象者】

保育の必要性がある子ども。ただし、満3歳については、住民税非課税世帯に限ります。

※**満3歳**…令和元年度は、2016年（平成28年）4月2日から2017年（平成29年）4月1日生まれで3歳になった子ども

認定の手続き

施設等利用給付認定申請書等の提出が必要です。

○預かり保育を利用されない方

→**施設等利用給付認定申請書（新1号）のみ**を提出してください。

※**保育の必要性の認定は不要**のため、**全ての方が必ず申請してください。**

○預かり保育を利用される方で、保育の必要性（裏面参照）の認定事由に該当する方

→**施設等利用給付認定申請書（新1号）と（新2・3号）、保育の必要性を証明する書類**を提出してください

10月1日から無償化の対象となるためには、**9月20日(金)までに**
笠岡市へ提出してください。

保育の必要性を証明する書類

以下の必要書類を申請書と併せて提出してください。

保育の必要性	必要書類
就労している方(予定を含む)	【就労証明書】または【採用決定証明書】
自営業の方	【住所地の民生委員の証明】
出産前後の方 (出産予定月の前後2か月に限る)	【母子健康手帳の写し】 (母子名と出産予定月が記載されているページ)
保護者が学校に在学中の方	【在学証明書】及び【時間割等】
保護者が疾病または障がいをお持ちの方	【医師の診断書】または【障がい者手帳の写しなど 疾病・介護等の状況がわかるもの】
病気の親族を看護(介護)している方	(1)【医師の診断書】または【障がい者手帳の写し など疾病・介護等の状況がわかるもの】 (2)【住所地の民生委員の証明】
保護者が求職中の方(3か月間に限る)	【求職中であることの申立書】
災害復旧中の方	【罹災証明書】

給付の手続き

【保育料】

新1号認定を受けた場合は、無償化上限の25,700円までは、ご利用の施設への支払が不要となります。
(注) **上限を超える部分は、従来どおり施設への支払が必要です。**

※無償化上限の25,700円までは、保護者の皆様から支払を不要とし、**代わりにご利用の施設へ給付します。**

保育料の給付については、その他の手続きは**不要**です。

【保育料の給付の流れ】



【預かり保育料】

新2・3号の認定を受けた場合は、上限額：日額450円×利用日数(月額11,300円【住民税非課税世帯16,300円】)までは、ご利用の施設への支払が不要となります。

※無償化上限(月額11,300円又は16,300円)までは、保護者の皆様から支払を不要とし、**代わりにご利用の施設へ給付します。**

保育料の給付については、その他の手続きは**不要**です。

【預かり保育料の給付の流れ】

